

長野県ボウリング連盟 専門委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、長野県ボウリング連盟(以下「本連盟」という。)定款第39条に基づき、専門委員会の機構並びに分担所管事項に関することを定めることを目的とする。

(専門委員会)

第2条 本連盟に、次の専門委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 競技力向上委員会
- (4) 女性委員会
- (5) 組織強化対策委員会
- (6) 資格審査委員会

2 本連盟に必要なと認める場合は、理事会の決議を経て、その他の専門委員会及び特定の事項を行うため特別委員会、合同委員会並びに小委員会を置くことができるものとする。

(総務委員会)

第3条 総務委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 庶務一般事項の処理執行に関すること。
- (2) 経理事務の処理執行に関すること。
- (3) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (4) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (5) 会員登録申請に関すること。
- (6) 競技会登録申請に関すること。
- (7) 個人記録の登録及び管理に関すること。
- (8) (公財) JAPAN BOWLING主催大会及び北信越地区連合主催大会等の参加申し込みに関すること。
- (9) 本連盟の機関紙の発行に関すること。
- (10) 連盟主催大会等の大会成績について報道への対応に関すること。
- (11) 連盟制定のユニフォームに関すること。
- (12) 定款及び諸規程の改廃に関すること。
- (13) その他、総務全般に関すること。

2 この委員会に次の部会を置く。

- (1) 総務部会
- (2) 広報部会

(競技委員会)

第4条 競技委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 連盟主催大会等の計画、認証及び運営に関すること。

- (2) 審判技術の向上と審判員の資質向上を図るための講習会の開催と役員派遣に関すること。
- (3) 連盟主催大会等の派遣審判員の推薦決定に関すること。
- (4) 審判員養成のための研修会・講習会の開催に関すること。
- (5) その他、競技に関すること。

2 この委員会に次の部会を置く。

- (1) 競技運営部会
- (2) 審判部会
- (3) 認証部会
- (4) 国民スポーツ大会県予選運営部会

(競技力向上委員会)

第5条 競技力向上委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 本連盟の強化制度、強化選手選考会に関すること。
- (2) 国民スポーツ大会・全国大会等で優秀な成績を収めるべく、優秀選手の発掘、強化選手の育成・強化に関すること。
- (3) ジュニア選手の発掘・指導・育成・強化に関すること。
- (4) ジュニア強化を図るための事業の企画と実施、並びに高校・中学校へのクラブ設立等に関すること。
- (5) (公財) JAPAN BOWLING 主催大会等の長野県代表選手の選考に関すること。
- (6) 優秀選手及び、チームの競技力向上を図るための講習会の開催に関すること。
- (7) 選手の育成・強化における医科学的な取り組みに関すること。
- (8) その他、会員の競技力向上に関すること。

2 この委員会に次の部会を置く。

- (1) 強化育成部会
- (2) 普及開発部会
- (3) 医科学部会

(女性委員会)

第6条 女性委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 女性会員の増員、育成および強化に関すること。
- (2) その他、女性会員に関すること。

(組織強化対策委員会)

第7条 組織強化対策委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 本連盟の一貫指導システム構築に関すること。
- (2) 指導者養成のための講習会の開催に関すること。
- (3) 支部及びクラブの組織強化及び指導に関すること。
- (4) その他、組織強化対策に関すること。

(資格審査委員会)

第8条 資格審査委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 会員の登録競技者の資格審査に関すること。
- (2) (公財) JAPAN BOWLING競技者規程第15条4号の規程による、同規程第4条及び第5条の各号の審査に関すること。
- (3) 国民スポーツ大会県代表選手選考会の参加者の資格に関すること。
- (4) その他、登録競技者の資格に関すること。

2 委員会は、5名以上の委員をもって組織し、理事会で選出し会長が委嘱する。

(専門委員会の業務)

第9条 各専門委員会は、第3条から第8条に定める所管事項を専門的に調査研究し、理事会の承認を得て処理執行するとともに、他の委員会に関係ある事項については、相互に連絡を緊密にし処理執行しなければならない。

(役員を選出、職務)

第10条 委員長、副委員長及び委員は、常務理事会で選出し会長が委嘱する。

- 2 委員会の構成人員は、常務理事会で定める。
- 3 委員長は、委員会を統轄し、所管業務を処理執行する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は2か年とする。ただし、再任は妨げない。

2 特別委員会の委員の任期は、特別委員会設置期間中とする。

(招集及び報告)

第12条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の決議事項は、常務理事会の承認をうけ、理事会に報告しなければならない。
- 3 常務理事は、委員会に出席し意見を述べるができる。
- 4 委員長は、常務理事会又は理事会で所管事項について、その処理執行の状況を報告しなければならない。

(会長への委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年2月2日から改正施行する。
- 3 この規程は、令和3年4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、令和6年4月1日から改正施行する。